

2024年度 安全衛生管理計画書

安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

1. 人命尊重、安全最優先に徹する。
2. 全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
3. 労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

災害防止スローガン

先人の教えを伝える「安全十戒」
現場で活かして 築こうゼロ災職場

全社安全衛生目標

死亡災害 ゼロ
度数率 0.50以下

重点実施事項

1. 「安全最優先」意識の強化 (実施要領 参照)

- ①『奥村組安全十戒』による安全意識の向上
- ②KY活動や一人KY・指差呼称による現場に潜む危険の先取りと排除
- ③ルール無視や軽視の排除による危険の芽の摘み取り
- ④高齢者の災害防止対策の徹底
- ⑤外国人労働者の災害防止対策の徹底
- ⑥教育ツールの有効活用

2. 墜落・転落災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①施工計画／作業手順作成時における高所作業を減じる施策の強化
- ②墜落・転落災害防止に関する安全意識の強化
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施

3. 三現主義の徹底 (現場・現物・現実を反映した施工方法の確立) (実施要領 参照)

- ①「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底
- ②『4H』(はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday (休日/時間外/夜間))
作業時の安全管理の徹底
- ③安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施
- ④労働災害・事故等の原因究明と対策の充実

4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①充実した作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底
- ②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守

5. 飛来・落下災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①立入禁止区域の想定と措置の実施
- ②資機材・仮設物等の定期的な点検の実施
- ③適切な玉掛け作業の実施
- ④上下作業禁止の徹底

6. 火災事故防止対策の順守 (実施要領 参照)

- ①「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

日常的な安全衛生活動 (本社の活動)

<p>1. 労働安全衛生マネジメントシステム文書の管理</p> <p>①システム文書（マニュアル、要領）の制定、改定</p> <p>②基準・標準類の制定、改定</p> <p>2. 本社内部監査の管理</p> <p>①本社内部監査（安全衛生）の計画、実施、総括</p> <p>3. 中央安全衛生環境委員会パトロールの管理</p> <p>①中央安全衛生環境委員会パトロールの計画、実施、総括</p> <p>4. 社長、本部長マネジメントレビューの事務局</p> <p>①インプット情報として半期ごとの総括</p> <p>・総括内容、手順の標準化の推進</p> <p>②社長及び本部長レビュー結果の展開、周知</p> <p>5. 中央安全衛生環境委員会の事務局</p> <p>①中央安全衛生環境委員会の開催、運営、協議内容の展開</p> <p>・委員会の活性化（協議項目の見直し）</p> <p>6. 安全衛生に関する教育の管理</p> <p>①職員安全衛生教育の全社計画の立案</p> <p>②職員安全衛生教育および安全体感教育の実施</p> <p>③職員安全衛生教育カリキュラムの維持、管理</p> <p>④安全部門担当職員のレベルアップ（外部資格取得の推進）</p>	<p>7. 全社安全衛生管理計画の管理</p> <p>①全社安全衛生管理計画の立案、推進、評価</p> <p>・上期、年度終了時に総括し、両支社との検討機会を確保</p> <p>8. 労働災害への対応、指導、支援</p> <p>①全社で発生した労働災害の対応への支援</p> <p>②災害情報の収集、分析、水平展開ー「同じ過ちを繰り返さないために」</p> <p>③災害情報の災害防止支援システム（SAFE）へのデータ登録</p> <p>④安全衛生ニュース（定期、臨時）等の発行</p> <p>⑤安全パトロール結果の分析に基づいた、傾向と対策の立案</p> <p>⑥法令及び業界自主規範の改正、行政の動向等への迅速な対応</p> <p>⑦安全衛生に関する標語、ポスター、懸垂幕の製作、配付</p> <p>⑧奥村組重大災害カレンダーの作成、展開</p> <p>⑨ICTを活用した災害防止支援</p> <p>9. 全社安全表彰、優良職長制度の事務局等</p> <p>①安全衛生表彰規程に基づく、工事所、協力会社従業員の表彰</p> <p>②「優良職長制度」の運営（本社事務局として）</p> <p>③現場での好事例の収集・展開</p>
---	--

安全衛生行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国交通安全運動 (4/6～15)		全国安全週間 準備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生 週間準備期間 ・全国交通安全 運動(9/21～ 30)	全国労働衛生 週間 (10/1～7)	秋の全国火災 予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始労働災 害防止強調期間 (12/1～1/15)			・年度末労働災害 防止強調期間 ・春の全国火 災予防運動 (3/1～7)
夏期災害防止特別対策期間								年末年始災害防止強調期間			
			第1報通報訓練								
		(安全大会)							(新年祈願祭)		
		・社長表彰、 支社(店)表彰 ・安全標語、ポスター		・衛生標語 ポスター			支社(店) 表彰				
中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員夏期パトロール	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中央安全衛生 環境委員会	中央安全衛生 環境委員会	中央安全衛生 環境委員会	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)
中央安全衛生 環境委員会 本部長MR	社長MR	中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会							中央安全衛生 環境委員会
職員安全衛生 教育(基礎)			職員安全衛生 教育(元方)		職員安全衛生 教育(統責)	職員安全衛生 教育(基礎・統 責向上①)	職員安全衛生 教育(基礎向 上・統責向上 ②)		安全体感教育		

(参考様式)

日常的な安全衛生活動（支社店関連部門、工事所、協力会社）

目標達成に向けての取り組み	部門の実施事項	工事所における実施事項	
		元方事業者の実施事項	協力会社の実施事項
1. 「安全最優先」意識の強化 ・『安全最優先』意識の強化」実施要領に基づき活動する。	①『安全最優先』意識の強化」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①『安全最優先』意識の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に『安全最優先』意識の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
2. 墜落・転落災害防止対策の強化 ・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
3. 三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立） ・「三現主義の徹底」実施要領に基づき活動する。	①「三現主義の徹底」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で内容および順守状況を確認し、指導する。	①「三現主義の徹底」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に内容および遵守状況を確認し、指導する。	①職長は管下の全作業員に「三現主義の徹底」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 ・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
5. 飛来・落下災害防止対策の強化 ・「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
6. 火災事故防止対策の順守 ・「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づき対策を講じる。	①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で活動状況を確認し、指導する。	①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「火災事故防止対策の順守」実施要領の内容を周知し、火災事故防止を徹底する。 ②職長は上記管理基準の実施状況を確認し、指導する。

安全衛生行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全衛生環境委員会 (4/5)	安全衛生環境委員会 (5/8)	安全衛生環境委員会 (6/5)	安全衛生環境委員会 (7/3)	安全衛生環境委員会 (8/7)	安全衛生環境委員会 (9/10)	安全衛生環境委員会 (10/10)	安全衛生環境委員会 (11/7)	安全衛生環境委員会 (12/6)	安全衛生環境委員会 (1/15)	安全衛生環境委員会 (2/7)	安全衛生環境委員会 (3/7)
全国交通安全運動 (4/6～15)		全国安全週間 準備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生週間準備期間 ・全国交通安全運動(9/21～30)	全国労働衛生週間 (10/1～7)	秋の全国火災予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始労働災害防止強調期間 (12/1～1/15)			・年度末労働災害防止強調月間 ・春の全国火災予防運動 (3/1～7)
		夏期災害防止特別対策期間						年末年始災害防止強調期間			
				第1報通報訓練							
		安全大会							(新年祈願祭)		
		中央委員夏期パトロール						中央委員年末パトロール			
		職員安全衛生教育(元方)	職員安全衛生教育(統責)	職員安全衛生教育(統責向上①)	職員安全衛生教育(統責向上②)		職員安全衛生教育(基礎向上)	職員安全衛生教育(元方向上)			

日常的な安全衛生活動（支社店関連部門、工事所、協力会社）

目標達成に向けての取り組み	部門の実施事項	工事所における実施事項	
		元方事業者の実施事項	協力会社の実施事項
1. 「安全最優先」意識の強化 ・『安全最優先』意識の強化』実施要領に基づき活動する。	①『安全最優先』意識の強化』実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①『安全最優先』意識の強化』実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に『安全最優先』意識の強化』実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
2. 墜落・転落災害防止対策の強化 ・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
3. 三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立） ・「三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）」実施要領に基づき活動する。	①「三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で内容および順守状況を確認し、指導する。	①「三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に内容および遵守状況を確認し、指導する。	①職長は管下の全作業員に「三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 ・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
5. 飛来・落下災害防止対策の強化 ・「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
6. 火災事故防止対策の順守 ・「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づき対策を講じる。	①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で活動状況を確認し、指導する。	①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「火災事故防止対策の順守」実施要領の内容を周知し、火災事故防止を徹底する。 ②職長は上記管理基準の実施状況を確認し、指導する。

安全衛生行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全衛生環境委員会 (4/12)	安全衛生環境委員会 (5/8)	安全衛生環境委員会 (6/7)	安全衛生環境委員会 (7/10)	安全衛生環境委員会 (8/6)	安全衛生環境委員会 (9/5)	安全衛生環境委員会 (10/3)	安全衛生環境委員会 (11/7)	安全衛生環境委員会 (12/6)	新年安全大会 (1/28)	安全衛生環境委員会 (2/7)	安全衛生環境委員会 (3/4)
全国交通安全運動 (4/6～15)		全国安全週間 準備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生週間 準備期間 ・全国交通安全運動 (9/21～30)	全国労働衛生週間 (10/1～7)	秋の全国火災 予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始 労働災害防止 強調期間 (12/1～1/15)			・年度末労働災害 防止強調週間 ・春の全国火災 予防運動 (3/1～7)
		夏期災害防止特別対策期間						年末年始災害防止 強調期間			
				第1報通報訓練							
		安全大会							(新年安全祈願)		
		中央委員夏期パトロール					中央委員年末パトロール				
	職員安全衛生 教育(元方)		職員安全衛生 教育(統責)	職員安全衛生 教育 (統責向上①)	職員安全衛生教育 (統責向上②)		職員安全衛生 教育 (基礎向上)	職員安全衛生 教育(元方向上)			

『安全最優先』意識の強化」 実施要領

1. 趣 旨：災害の多くは、繰り返し災害であるが、その殆どに人的要因が関わっている。これらの災害を防止するためには、現場に携わる関係者一人ひとりが「真の安全第一」を追求し、高所作業時の安全带使用・飛来落下の可能性のある場所への立入禁止等「安全最優先」の原点に立ち返り、危険に対する感受性を高めることが重要である。
2. 実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日
3. 活動内容：
 - ①『奥村組安全十戒』による安全意識の向上
 - ・デジタルサイネージ等を利用し、工事関係者が見やすい位置に掲示する。
 - ・朝礼、日々の打合せ、特別安全日、安全衛生環境協議会等で繰り返し啓発する。
 - ・職員は、『奥村組安全十戒』手帳を常に携帯し、過去の重篤災害を「他山の石」とし、自分事として受け止め、危険の芽を事前に摘み取る。
 - ②KY活動や一人KY・指差呼称による現場に潜む危険の先取りと排除
 - ・リスクアセスメント指標を取り入れたKY活動、一人KYを作業前に必ず現地で実施する。また、作業内容が変更された場合は再度KY活動を実施する（業務標準「[現地KY活動の手引き](#)」）。
 - ・危険の芽を摘み取る施策としてヒヤリハット報告を行い、KY活動に反映させる。
 - ・指差呼称により、作業場所に危険がないことを最終確認してから作業を行う。
 - ③ルール無視や軽視の排除による危険の芽の摘み取り
 - ・作業主任者は法で定められた職務（作業に従事する労働者の指揮、機械・安全装置の点検、器具、工具等の使用状況の監視等）を果たす。
 - ・職員や職長等はルール無視・軽視による行動の見逃し・見過ごしをなくす。
 - ④高齢者の災害防止対策の徹底
 - ・65歳以上の新規入場者に対して追加教育を実施する。（[通達 2018-18（安）「高齢者への追加教育実施と作業制限について」](#)）
 - ⑤外国人労働者の災害防止対策の徹底
 - ・[外国人労働者受入の手引き](#)を順守する。
 - ・外国籍労働者を入場させるときは、（[「通達 2022-23（安）外国人労働者の在籍資格確認手順の変更について」](#)）を順守させたいうえで入場させる。
 - ・外国籍労働者を入場させるときは、所属会社に日本語理解度アンケートを実施させて、判定結果を踏まえ適切な管理下に配置するよう指導し、外国語版の新規入場者教育資料、安全看板等を準備のうえ、注意喚起や安全指導を行う。
 - ⑥教育ツールの有効活用
 - ・デジタルサイネージ等を活用した啓発活動を行う。
 - ・安全品質環境ポータルサイトに登録している教育ツールや関連団体等の資料を活用する。

「墜落・転落災害防止対策の強化」 実施要領

- 趣 旨： 昨年度は、墜落・転落災害による重篤災害は1件発生したほか、移動式足場等比較的低い位置から墜落する事例が散見された。実作業時の事前計画の充実・ルール順守・作業状況の監視・一人KYの徹底等を確実に実施し、当災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

- ・パワーリフターを用いて4m高所作業車を揚重中、高所作業車の手摺部分が鉄骨の大梁に干渉しそうになり、揚重中の高所作業車のデッキに上がって格納しようとしたところ、高所作業車と共に転落（47歳男性、休業40日）
- ・決められた作業通路を通行せずに、型枠をよじ登って通行禁止の基礎梁上を移動し、基礎梁上から地面に降りようとして型枠固定用のパイプサポートに足を掛けたところ、足を滑らせて墜落（31歳男性、休業1日）

- 実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日

- 活動内容：

①施工計画／作業手順作成時における高所作業を減じる施策の強化

- ・可能な限り、大組み、大払い工法にて足場組立解体作業を行い、高所からの墜落・転落災害の要因を減らす。
- ・既存機器等を利用し無足場工法を計画する。
- ・安全設備の先行設置を計画する。

②墜落・転落災害防止に関する安全意識の強化

- ・『落ちない・落とさない』を基本とした、作業手順書作成の指導を行い、周知させ、作業状況を確認する。
- ・足場組立時は安全設備を先行して設置し、高所作業では適切な安全帯取付設備を計画、設置し確実に使用する。
- ・現場定点カメラ（Safie）等を、墜落・転落の危険度が高い箇所や危険作業を把握しやすい箇所に設置し、注意喚起を図る（[2022年9月30日通知「墜落・転落災害の防止対策の強化について（クラウドカメラの設置に関して）」](#)）。

③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施

- ・[「安全帯不使用者の入場制限管理基準」](#)
- ・[「開口部の養生蓋に関する基準」](#)
- ・[「EV乗場開口部に設置する安全柵の安全基準」](#)
- ・[「仮設で使用する『はしご』に関する基準」](#)

※『安全帯』とは、墜落制止用器具をいう。

「三現主義の徹底」（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立） 実施要領

1. 趣 旨：作業計画書・作業手順書の作成漏れや検討・周知不足に起因する災害が発生している。作業内容や条件に変更があった場合には、作業手順書に即した安全管理を行い、発生した災害や事故等の原因を究明した上で対策を講じ、当災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

- ・地上 41.5m 床から地面に伸ばしていたケーブルの上端にシャックルで麻ロープをつなぎ、その麻ロープを手摺に巻きつけ速度調整をしながら下ろしていた際、手摺とロープの間に左手人差し指と中指を巻き込まれた（41 歳男性、休業 4 日以上）
- ・ピット型枠解体を行おうとして、ピット内で酸欠状態になった。救助に入った者を含め 4 名が被災。（72 歳男性、休業 4 日以上《統計外》）

2. 実施期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

①「[予定外作業および作業内容変更等発生時のルール](#)」の徹底

- ・作業計画書／作業手順書の作成漏れをなくし、当日の作業内容の変更や前日の作業打合せで予定していない作業が発生した場合は、上記ルールを順守する。
- ・緊急事態発生時には、まず自分自身の身の安全を確保した上で、「異常時こそ安全第一」を心掛けた対応を行う。

②『4 H』作業時の安全管理の徹底

- ・『4 H』（“はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday(休日/時間外/夜間)”の総称）作業があった場合こそ、安全第一を意識して作業する。

③安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施

- ・作業に必要な資格、年齢や健康状況、体型、適切な作業環境等を考慮した安全第一の適正配置となっているか確認する。
- ・施工計画／作業手順作成時における危険作業の廃止・変更などの本質安全化や物理的対策（ガードやインターロック、防護柵等）、管理的対策（立入禁止措置や警報、監視員の配置等）を推進する。

④労働災害・事故等の原因究明と対策の充実

- ・安全推進担当部長等が指定した労働災害・事故は、主導して「なぜなぜ分析」等を活用し、リスクアセスメントにより優先順位を付けて効果的で継続可能な対策を立案し実施する。
- ・安全衛生パトロール等での重篤災害に繋がりがねない指摘事項は、安全推進担当部長等の指示により、同上の分析手法にて原因を究明し、未然に災害を防止する。

「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：建設機械やクレーン等災害は、発生すれば工事関係者だけでなく第三者を巻き込む重大災害となる。接触防止安全装置搭載の制度化、作業内容、作業条件を反映した作業計画／作業手順書等の様式改定などの各種施策の浸透により、防止対策への意識は高まっていると思われるが、今後も継続して関連災害を撲滅する。

前年度の災害事例

- ・ 残土の整地作業中に法肩付近で法肩を背にして作業していた際、誤って後退し、油圧ショベル(0.25 m³)が法肩から転落 (55歳男性、不休)
- ・ 油圧ショベル(1.4 m³)で埋め戻し作業中、水中ポンプの盛替えのため埋め戻したばかりの法肩に近付き過ぎ、法肩が崩れ転落 (事故、人的被害なし)
- ・ 地下から掘削土をベッセルに入れて揚重する際、クレーンのワイヤーロープが切断し、ベッセルが約18m下に落下 (事故、人的被害なし)

2. 実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日

3. 活動内容：

①充実した作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底

- ・ 複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導および周知を行う。
- ・ 作業計画書に記載の計画指導事項をよく理解し順守されているか管理する。
- ・ [「クレーン作業における安全確認事項」\(通達 2011-01 \(安\) 参照\)](#)の掲示、指導により周知、履行を徹底する。
- ・ クレーンに異常が発生した場合は、緊急時対応を除き勝手な操作はせずにメーカー等の適切な指示を仰ぐ。

②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守

- ・ [「建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱」](#)に基づき運用する。
(機種選定については[東日本支社](#)・[西日本支社](#) 機電部ホームページを参照)
- ・ [「重機と作業員の接触防止ルール」](#)の掲示、指導により周知、履行を徹底する。
- ・ 建設機械のオペレーターは、シートベルトを外して態勢を変える等の場合、操作レバーを必ずロックする。

「飛来・落下災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：資機材・仮設物等の飛来・落下に関する災害・事故が相次いでおり、重篤な結果となりかねない災害・事故も発生している。特に、工事区域外（高速および一般道路・歩道・鉄道軌道等）への飛来・落下は、第三者に被害を及ぼすことになり、社会的責任を問われる事案になるので、万全の対策を講じる。

前年度の災害事例

- ・トンネルずりを集積し積込機でずり運搬車に積み込む作業で、ずり運搬車両からこぼれ落ちたトンネルずりが被災者の左手の甲に当たった（49歳男性、休業7日）
- ・仮設養生部材を固定していたクランプが破断し、部材が高速道路上に落下した（事故、人的被害なし）
- ・トンネル天井部分の養生シートが落下して走行中の電車車輪に絡まり、約5時間運行を停止させた（事故、人的被害なし）
- ・防音ハウス解体時、屋根折板止め板を近接する鉄道用地内に落下させた（事故、人的被害なし）

2. 実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日

3. 活動内容：

①立入禁止区域の想定と措置の実施

- ・飛来落下影響範囲を想定し、カラーコーン等を使用して立入禁止措置を徹底する。
- ・狭い場所で退避場所を確保できない場合は、落下養生設備等を用いて対応する。

②資機材・仮設物等の定期的な点検の実施

- ・落下の恐れがある資機材や仮設物等について、定期的な点検を実施し、不具合箇所があれば対策を講じる。
- ・組立完了後の確認を確実にを行うと共に、落下による第三者災害発生の恐れがある場合は、可能な限り落下養生設備等を設置する。

③適切な玉掛け作業の実施

- ・作業計画および作業手順の検討では、全ての場面の玉掛用具・玉掛方法について検討する（特に縦吊り、一本吊り、特殊な吊り方）。
- ・吊上げ時の地切り確認（3・3・3運動）及び吊荷の下の人払いを徹底する。

④上下作業禁止の徹底

- ・手渡しで材料を揚げ降ろしする際は、2人以上直線状に並んで作業しない。

「火災事故防止対策の順守」 実施要領

1. 趣 旨：昨年度、解体工事中に火災事故を発生させて、顧客の信頼を失った。一度失った信頼を取り戻すのは容易なことではないが、「忘れるな、過去に起こした火災事故」を肝に銘じ、再発防止に努めなければならない。

前年度の災害事例

・溶断箇所下部のトップライトに被せてあったポリエチレン製のシートに火花が落下し屋上 2 階で火災が発生（事故、人的被害なし）

【過去の火災事故】

- ・ 2009 年 12 月 2 日(水)16 時 7 分 晴れ
17 階建てマンション（躯体完了）の 1 階壁軽量鉄骨下地組立て中、固定のために使用した溶接の火花が壁のウレタン吹付け面（補修部分）に引火。壁及びスラブ下吹付けウレタン、電線等を通じて延焼し、1 階及び 2 階の一部を焼失。この火災（熱、煙）で、E V シャフト内のゴンドラ（8 階付近）上で作業中の E V 工が死亡。（E V 工 25 歳）当日の作業員の一部は屋上に避難し、ヘリコプターで救出された。

2. 実施期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

① 「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

- ・火気使用時の可燃物除去、養生を徹底する。
- ・「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理を徹底する。
- ・消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯を徹底する。
- ・使用するウレタン材料の性能確認を徹底する。
- ・可燃物取扱場所の立入り禁止措置を徹底する。
- ・新規入場者教育、作業打合せ、K Y 活動等での火気作業に対する連絡及び調整を徹底する。